

### 第3節 がけ

(がけ)

**第5条 高さ2メートルを超えるがけ** (こう配が30度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。) の下端 (がけの下にあっては、がけの上端) からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、がけの形状又は土質により安全上支障がない部分については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、がけの上に建築物を建築する場合においてその建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき、又はがけの下に建築物を建築する場合においてその建築物の主要構造部 (がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。) を鉄筋コンクリート造としたとき、若しくはがけとその建築物との間に安全を確保できる施設を設たときは、適用しない。

3 高さ2メートルを超えるがけの上に建築物を建築する場合においては、その敷地に、がけの肩に沿って排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するため安全な措置を講じなければならない。

#### 【解説】

本条は、がけ崩れ、土砂の流出等による災害から、建築物とその敷地の安全を確保するための規定で、あらゆる用途の建築物及びその敷地に適用される。

第1項は、「がけ」を定義したもので、「がけ」とは傾斜地のうち地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす部分をいい、その「高さ」は、がけの下端からその下端を通る30度の勾配線を超える最も高い部分までの高さである。なお、がけの途中に小段や通路を含んで、がけが上下に分離されている場合は、下層のがけの下端から30度の勾配を持つ線を想定し、上層のがけの下端がこの線より上に出るときに限って、これを一体のがけと考えて高さを算定する。

図-1において、ABCDEで構成されるがけは一体とみなされ、 $H_1$ 、 $H_2$ を足したもののがけの高さとなり、ABC FGEで構成されるがけは、ABC Fによる「がけ」とFG Eによる「がけ」があるとみなされ、がけの高さはそれぞれ $H_1$ 、 $H_2$ ということになる。

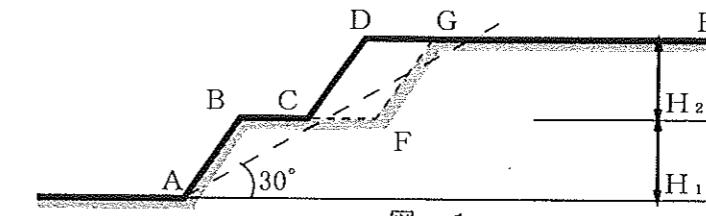
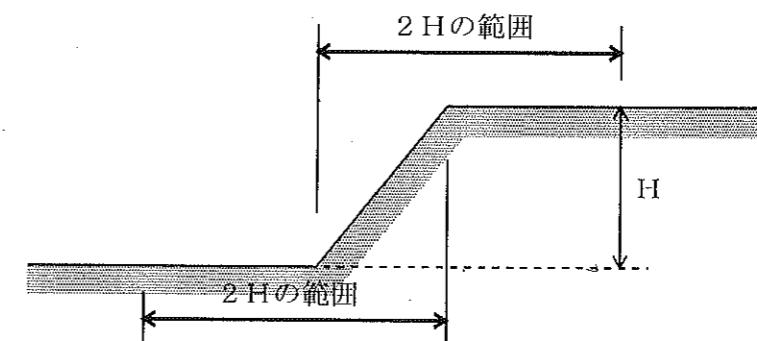


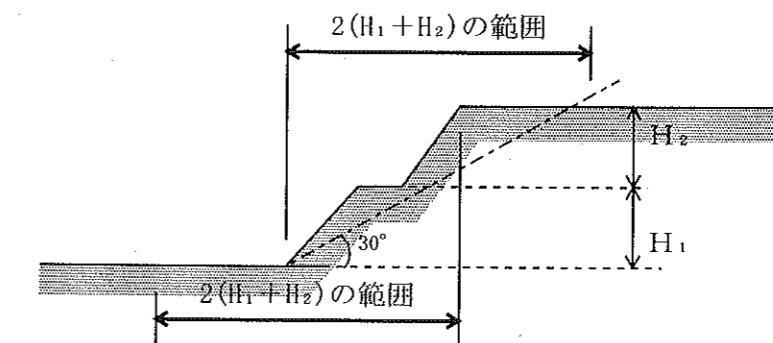
図-1

次に、がけの高さの2倍以内に建築物を建築する場合又は建築物の敷地を造成する場合は、安全な擁壁を設けなければならないとしているが、その擁壁の構造は令第142条及び平成12年国土交通省告示第1449号によらなければならない。なお、がけの高さの2倍以内の範囲とは次のとおりである。(図-2～図-4)

□図-2 一般的ながけ



□図-3 小段がある場合（上下のがけが一体の場合）



□図-4 小段がある場合（上下のがけが一体でない場合）

